



2020年6月9日

各 位

会 社 名 株式会社 K e y H o l d e r
代 表 者 名 代表取締役社長 畑 地 茂
(証券コード番号 4 7 1 2 ・ JASDAQ)
問い合わせ先 取 締 役 大 出 悠 史
電 話 番 号 0 3 - 5 8 4 3 - 8 8 8 8

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2020年7月22日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）に、株式併合（以下「本株式併合」という。）に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、2019年3月31日時点で139,259,092株でありましたが、2019年4月1日を効力発生日とした株式交換（2019年2月13日付け「簡易株式交換による株式会社allfuzの完全子会社化に関するお知らせ」）により、2019年12月31日時点で154,257,832株となり、また、第1回新株予約権の強制行使に伴う普通株式の増加に伴い、2020年5月31日現在で165,757,832株となっております。また、第2回新株予約権につきましても、2020年3月2日付け「新株予約権（第1回、第2回）の強制行使に関するお知らせ」のとおり、当該新株予約権の強制行使によって、320,294個（当社普通株式：32,029,400株）の行使が現実的となっており、その場合の発行済株式総数は197,787,232株に増加する予定です。

当社は、前述のとおり株式交換や第三者割当による新株予約権を発行するなどの積極的なエクイティファイナンスを実施してまいりましたが、発行済株式総数の増加に伴って、1株当たりの株式価値は希薄化しております。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、2020年1月から5月の当社の平均株価は76.3円と、1円当たりの株価変動率が相対的に大きい状況となっております。なお、2020年6月8日の当社の終値は155円となっているものの、1年前の同時期である2019年1月から5月にかけての当社の平均株価が122.5円であったことから、前述の外的要因による株価の下落に対し、市場が戻ってきていると見られる中におきましても、一般的に低位株と言われる300円から500円にかけての株価を下回っております。また、東京証券取引所の有価証券上場規程においては、望ましいとされる投資単位は5万円以上50万円未満と定められているところ、前述の2020年6月8日の当社の株価終値を参考にすれば、当社の投資単位（1単位）当たりの金額は15,500円と、望ましいとされる投資単位である5万円の1/3以下と、水準を大きく下回っております。

当社としましては、このままの株価水準が続いた場合、当社株式が投機的対象として大きな株価の

変動を招きやすい状態となりかねず、一般投資家の皆様への影響が小さくないことから、かかる状況の改善を図るべきと認識しております。

そこで当社は、本臨時株主総会において株主様からのご承認を得ることを条件に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。今回、可及的速やかに株式併合をすることにより、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることができるとともに、株価水準についても望ましいとされる投資単位の水準になるものと考えております。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合の方法、割合

2020年8月15日をもって、2020年8月14日時点の株主名簿に記載及び記録された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2020年5月31日現在）	165,757,832株
併合により減少する株式数	149,182,049株
併合後の発行済株式総数	16,575,783株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(4) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（2020年5月31日現在）	550,000,000株
併合後の発行可能株式総数	55,000,000株

3. 併合により減少する株主数（2020年5月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総数	11,388名（100.00%）	165,724,590株（100.00%）
10株未満（1～9株）所有株主数	405名（3.56%）	759株（0.00%）
10株以上100株未満所有株主数	168名（1.48%）	5,093株（0.00%）
100株以上1,000株未満所有株主数	4,547名（39.93%）	1,234,467株（0.74%）
1,000株以上所有株主数	6,268名（55.04%）	164,484,271株（99.25%）

(1) 自己株式33,242株、1名は控除しております。この内、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が7,352株含まれております。

(2) 上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様405名は株主の地位を失うこととなります。

(3) 保有株式100株以上1,000株未満の株主様4,547名は新たに単元未満株式の所有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び当社定款第9条の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第192条第1項の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することもできますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

6. 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、2020年8月15日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第2回新株予約権 2018年6月18日取締役会決議（第三者割当）	125円	1,250円
第3回新株予約権 2019年6月19日取締役会決議 （当社取締役、監査役及び従業員）	97円	970円
第4回新株予約権 2019年6月19日取締役会決議 （当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員）	97円	970円

7. 定款一部変更

(1) 定款の変更理由

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、本定款変更は、株式併合に係る議案の承認可決及び株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（2020年8月15日）に効力が生じることとなります。

(2) 変更の内容 (変更部分を下線で示しています。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>550,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000,000株</u> とする。

8. 日程

(1) 取締役会決議日	2020年6月9日
(2) 臨時株主総会開催日	2020年7月22日 (予定)
(3) 株式併合の効力発生日	2020年8月15日 (予定)
(4) 定款変更の効力発生日	2020年8月15日 (予定)

※添付資料：株式併合に関するQ&A

以 上

株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか？

A 2. 当社の発行済株式総数は、株式交換による新株式発行や新株予約権の行使に伴う普通株式の増加により、2020年5月31日現在で165,757,832株となっております。また、第2回新株予約権につきましても、2020年3月2日付け「新株予約権（第1回、第2回）の強制行使に関するお知らせ」のとおり、当該新株予約権の強制行使によって、320,294個（当社普通株式：32,029,400株）の行使が現実的となっており、その株式数の総数は197,787,232株に増加する予定です。

上記のように、短期間で急激に発行済株式総数が増加したことや、今後、さらに増加が見込まれていることなど、現状の株式数は当社の事業規模から見て多い状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえて、当社は、本臨時株主総会において株主様からのご承認を得ることを条件に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。今回、可及的速やかに株式併合することにより、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることができるとともに、株価水準についても望ましいとされる投資単位の水準になるものと考えております。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権個数はどのようになるのですか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2020年8月14日の最終の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、株式の数としてはこれを切り捨て、以下の端数株式として手続きを取らせていただきます。）となります。また、議決権個数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には下表をご覧ください。

	併合前		併合後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例1	1,000株	10個	100株	1個	なし
例2	481株	4個	48株	なし	0.1株
例3	100株	1個	10株	なし	なし
例4	9株	なし	なし	なし	0.9株

① 例1、3に該当する株主様に関しましては、特段のお手続きの必要はございません。

- ② 例2、3に発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ③ 例2、4に発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、端数株式の処分に係る手続きが完了する2020年10月下旬頃お送りすることを予定しております。
- ④ 例4で、ご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、当社株式の保有機会を失うこととなります。
- なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
- 具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないですか？

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変動はありませんので、株式市況の動向や他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取れる配当金への影響はありますか？

A 5. 株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合後の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ3の③に記載のとおり、端数株式の処分代金を端数株式の割合に応じて分配いたします。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取り制度は利用できますか？

A 7. 株式併合の効力発生後も「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことができます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資価額）はどうなりますか？

A 8. 2020年6月8日現在の東京証券取引所における当社終値155円を例に挙げると、株式併合前における投資単位は以下のとおりです。

・株式併合前 155円/株 × 100株 = 15,500円

上記の株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は以下のとおりとなります。

・株式併合後 1,550円/株 × 100株 = 155,000円

※株価は、株式併合に伴い理論上は10倍となります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 具体的なスケジュールは以下のとおりです。

2020年6月9日	取締役会決議日
2020年7月22日（予定）	臨時株主総会決議日
2020年8月14日（予定）	株式併合前投資単位での売買最終日
2020年8月17日（予定）	株式併合後投資単位での売買開始日
2020年8月15日（予定）	株式併合及び定款一部変更の効力発生日
2020年9月初旬頃（予定）	株主様への株式併合割当通知の発送
2020年10月下旬頃（予定）	端数株式の処分代金のお支払い

Q10. 株式併合に伴って、必要な手続きはありますか？

A10. 必要なお手続きはございません。

Q11. 株式併合に伴って、株主優待制度はどうなりますか？

A11. 2019年11月12日付け「株主優待制度の基準日変更に関するお知らせ」のとおり、現時点における株主優待の基準日は2020年6月30日時点の株主名簿に記載または記録されている株主様及びご所有株式数に応じて対象としておりますが、2020年5月8日付け「2019年度株主優待制度の中止に関するお知らせ」のとおり、国内外における一連の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けて中止いたしました前回の株主優待を踏まえ、詳細につきましては近日中にお知らせする予定であります。

Q12. その他、株式の取扱いに関する問い合わせはどこにすればよいですか？

A12. お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

・株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

・同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 TEL：0120-232-711

以 上